

懸賞論文佳作

釈放と強制送還のあいだ

——朝鮮戦争勃発前後 GHQ/SCAP による朝鮮人「不法入国者」の処遇と
在日朝鮮人管理の実践に関する一考察——

コーネル大学（東アジア国際関係史学）

崔 徳 孝

要 旨

占領期日本の最高権力であった GHQ/SCAP は、不法入国などの外国人登録令違反で退去強制処分となり身柄を拘束された者に対する「釈放嘆願」がその家族などからなされた場合、それに対する審査をおこない「特例 (an exception to established policy)」として強制送還せずに日本在留を許可することがあった。資料で確認できた退去強制処分の朝鮮人271人に関する釈放嘆願の事例分析によると、GHQ/SCAP は退去強制処分の者や嘆願者（身元保証人）のいずれかに「左翼運動」（朝連や民青、日本共産党など）とのかかわりがあることが判明した場合、「治安への脅威」として釈放を不許可としそのまま強制送還していた。逆に、民団や「反共運動」とのかかわりがある場合には、釈放嘆願を受け入れ強制送還を免除することがあった。すなわち、GHQ/SCAP は特例による在留許可というある種の救済措置を「人道上」の観点からではなく、「治安」の観点から運用していたのであった。また、こうした分析からは、GHQ/SCAP が日本政府とともに朝連や民青の勢力を根拠にしようと、「表」の舞台では強制解散措置などによって活動自体を封じ込めるとともに、「裏」の舞台では外登令違反を盾に追放可能な朝連・民青関連者と活動家をできる限り国外追放していたということがわかる。

そして、朝鮮戦争勃発後になると、GHQ/SCAP は「不法入国者」や戦争避難民が青年男子である場合「徴兵忌避」の疑いをかけて釈放嘆願を受け入れず、米軍と韓国軍の兵力増強のための徴兵を考慮してそのまま送還していた。すなわち、朝鮮戦争勃発以後は、朝鮮人「不法入国者」および戦争避難民の問題が GHQ/SCAP にとってもはや日本の「国内治安」問題にとどまる性格のものではなく、韓国での戦時動員と米軍の参戦という関係においても重要な問題となったのであった。

はじめに

昨年の2008年は南北朝鮮政府が樹立されてから60周年の年であり、また米軍政下南朝鮮地域での単

※ 論者は現在、コーネル大学歴史学研究科博士課程に在学している。